

平成 29 年度 伊勢市農業振興地域整備促進協議会 議事概要

開催日	平成 30 年 3 月 26 日 (月)	時間	14 時 00 分～15 時 16 分
場 所	御園総合支所 2 階 2-4 会議室	出席者	別紙のとおり

事項	<p>1 開会</p> <p>2 議事</p> <p>(1) 役員の選出について</p> <p>(2) 平成 29 年度 農用地利用計画の変更について</p> <p>(3) 平成 29 年度 農用地利用計画の変更(用途変更)について</p> <p>(4) 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について</p> <p>(5) 伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更について</p> <p>3 その他</p> <p>農地転用許可にかかる権限移譲について</p> <p>4 閉会</p>
議事概要	<p>1 開会</p> <p>(柑子木課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在、会長が不在のため、会長が選出されるまで進行を行う。 ・本協議会は、伊勢市の附属機関に位置づけられていることから、会議の運営上支障が生ずる場合を除き、原則公開となる。しかし、本協議会で審議いただく内容には多くの個人情報が含まれ、公開することで個人や法人の不利益が生ずるおそれがあるため、公開しないこととする。 ・議事の概要の記録については、個人を特定できない記載にて公開する。 ・本日の出席者は、本協議会委員 19 名中 19 名が出席のため、伊勢市農業振興地域整備促進協議会規則第 3 条第 3 項により会議は成立。 <p>2 議事</p> <p>(1) 役員の選出について</p> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役員の選出方法について協議をお願いしたい。 <p>【事務局で案は無いかとの声あり】</p> <p>(事務局)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局案としては、会長は大西正義委員に、副会長は中西重喜委員をお願いしたい。 <p>【異議なし】</p> <p>(柑子木課長)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長には大西正義委員、副会長には中西重喜委員に決定。 <p>【会長挨拶】</p> <p>※以降、会長が議長となる</p>

(議長)

- ・議事録署名者として、川畑幸也委員、森圭司委員を指名。

(2) 平成29年度 農用地利用計画の変更について

(事務局)

- ・議案の説明に入る前に、伊勢市の農用地区域、伊勢市農業振興地域整備計画、地域農業の振興に関する計画の概要を説明。
- ・今回の除外申出は、平成29年7月3日から31日までに提出があったもの。
- ・除外できる要件について説明。
- ・今回の除外の申出は6件ある。
- ・29-1の除外目的は産直施設。周辺の状況としては道路から当該地を見て、左右は農用地区域内農地、当該地の奥は宅地。
- ・29-2の除外目的は農家の長女の住宅。周辺の状況としては、道路から当該地を見て、後ろは宅地、左は住宅に隣接、奥及び右は農用地区域内農地に囲まれている。
- ・29-3の除外目的は農家の長男の住宅。周辺の状況としては、道路から当該地を見て、左は宅地、右は農用地区域内農地、奥は白地農地となっている。
- ・29-4の除外目的は携帯基地局。
- ・携帯基地局については、農振法により、公共性が特に高いと認められる事業であり、農業振興基本計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれがない場合、農用地区域から外すことができる。
- ・29-5の除外目的は滞在型宿泊施設兼店舗、農振農用地区域の端には当たる。
- ・こちらは、市が定めている特定用途制限地域により、第二種田園・集落地区に指定されており、宿泊施設を建てることには制限がかかる地域となっている。除外後に他法令等により計画が達成されない場合は、除外は行わないことになっているため、事務局としては、除外は難しいと考える。
- ・29-6の除外目的は賃貸商業施設。当該地は、土地改良事業の受益地であり、事業完了後8年未経過となっており、賃貸商業施設として除外はできない土地となっている。
- ・事務局としては、29-1、29-2、29-3、29-4を認めていく方向で考えている。

(委員)

- ・29-5は、当該地の付近の排水は、農業用用水と兼ねており、排水路は非常に狭い。土地改良区から、そういった意見もあったと思う。

(委員)

- ・29-1の産直施設は、軽微な変更ということで除外ができると思うが、その時の要件はどうなっているのか。

(委員)

- ・200㎡以上は転用が必要である。今回はそれ以上の面積であるため、除外が必要。

(委員)

- ・29-2は、地元の土地改良として除外を行っても支障は無いと考えます。

(委員)

- 29-3 は地元の委員として現地を確認し、また、代替地も確認したら無い。当該地を除外・転用はやむ終えないと考えます。

(委員)

- 29-5 は、地元としては、排水が改善されれば将来的にあるかわからないが、現時点では難しい。

(事務局)

- 29-6 は、法律の面でも土地改良事業の受益地であり、農業の振興に直接寄与する施設でない関係で、認めにくいと考える。もし仮に、この場で皆様が承認としていただいたとしても、この後の県との協議の中でおそらく駄目という結果になる可能性が高い。

(委員)

- 県も同意することができないのではということで、承認しない方向でどうか。

(議長)

- 29-1、29-2、29-3、29-4 は承認し 29-5、29-6 は不承認とする。

【異議なし】

(3) 平成29年度 農用地利用計画の変更(用途変更)について

(事務局)

- 2件あり、1件は堆肥舎、1件は畜舎となっている。
- 1番目の堆肥舎については、申出者は、小麦の作付けを行っているが、連作障害対策に、ほ場に堆肥を入れて解消に取り組んでいるが、安定的に堆肥の確保及び効率的な作業を行うために、今回堆肥舎を建設する予定。
- 2番目の畜舎については、2筆を使い、既存の畜舎の横に建設予定。既存の畜舎は、しばらく前に申出者が借り受けて畜産を行っており、その横に今回の申出のとおり畜舎を増築する計画である。

(委員)

- 堆肥舎について、地元の委員として意見は無し。

(議長)

- 「平成29年度 農用地利用計画の変更(用途変更)について」は承認する。

【異議なし】

(4) 伊勢市農業振興地域整備計画の変更について

(5) 伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更について

(議長)

- 「伊勢市農業振興地域整備計画の変更について」と「伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更について」は関連する内容となりますので、一括して審議する。

(事務局)

- (2)、(3) で承認いただいた案件を計画中に反映させている。

- 法律や要綱が変更となった関係で、文言の修正も行っている。
- 伊勢市地域農業の振興に関する計画については、土地改良事業の8年未経過の農地を除外する場合に位置付ける計画となっている。
- (2)で承認いただいた案件で、土地改良事業の完了後8年未経過のものを、(5)に追加してある。
- (4)、(5)の2つの計画が、伊勢市の農業をどのようにしていくかの道筋にもなる。

(委員)

- 29-3の案件は、(5)の計画に記載が無いのはなぜか。

(事務局)

- 29-3は、宮川用水の国営事業、県営事業ともに受益地外のため、(5)土地改良事業の受益地であり8年未経過の中には入ってこない。

(議長)

- 「伊勢市農業振興地域整備計画の変更について」、「伊勢市地域農業の振興に関する計画の変更について」は承認する。

【異議なし】

※議事は全て終了

3 その他

農地転用許可にかかる権限移譲について

(事務局)

- 現在、農地転用の許可については、伊勢市から伊勢市農業委員会に事務委任ということで実際の手続きは農業委員会で行っている。
- 現在、転用手続きに関して、農業委員会では2ha以下に限り、許可権限を持っている。
- それを平成30年4月1日から全ての面積の許可権限を伊勢市が持ち、農業委員会へ事務委任しようとするもの。
- 平成28年の農地法の改正により指定市町村制度ができた。
- この指定市町村の指定を受けると、県が持っている農地転用の許可権限を市町が持つことになる。
- 伊勢市としても、農地の効率的かつ総合的な利用を目的として、権限移譲を受ける形で手続きを進めている。平成30年3月23日に正式に指定を受け、4月1日から権限移譲を受けた事務を行うことになる。
- 実際のところ、伊勢市では2haを超える農地転用の案件は、年間ほとんど無いが、実務としては伊勢市農業委員会が行うことになる。

(議長)

- 質問は無いか。

【質問無し】

(議長)

- 以上をもって伊勢市農業振興地域整備促進協議会を閉会する。

伊勢市農業振興地域整備促進協議会委員

《任期：2018年3月10日～2020年3月9日》

推薦母体	所 属	役 職	氏 名	H30. 3. 26 協議会 出欠
伊勢市農業委員	浜郷		川畑 幸也	○
	四郷		泉 一嘉	○
	豊浜	副会長	中西 重喜	○
	北浜		北村 安弘	○
	城田		森川 正弘	○
	宮本		岡田 敏男	○
	二見		田畑 春雄	○
	御菌		早川 繁一	○
	小俣	会長	大西 正義	○
伊勢市管内 土地改良区	宮川用水土地改良区		森 圭司	○
	宮川左岸第二土地改良区		中西 善夫	○
	宮川右岸御菌土地改良区		辻村 次夫	○
	伊勢北部土地改良区		天白 和弘	○
	五十鈴川用水土地改良区		上野 尚	○
	豊浜土地改良区		奥山 伊助	○
	村松土地改良区		山中 茂樹	○
	小俣町土地改良区		辻 経生	○
伊勢農業協同組合			西村 善行	○
伊勢市農業委員会事務局			日置 幸美	○
計			19	

事務局

伊勢市産業観光部 農林水産課	課長	柑子木 清仁
	農林係長	中井 正典
	農林係主査	山中 強